

米子市 育休任期付職員（一般事務） 採用候補者名簿登録試験 受験案内

令和4年10月4日
米 子 市

米子市では、育児休業を取得する職員の代替職員として「育休任期付職員（一般事務）」を募集します。

◆育休任期付職員とは…

- ・育休任期付職員は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得する定数内職員の代替職員として、任期を定めて採用する職員です。
- ・任期は、原則として職員の育児休業の取得期間となります。
- ・勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服务等）は、基本的に正規職員と同様ですが、育児休業は取得できません。
- ・任用中は、米子市職員として勤務条件だけではなく、職務に対する責任等も正規職員と同様となりますので、育児休業を取得している職員の業務を担当していただきます。

◆採用方法は…

- ・この試験の合格者は、「育休任期付職員採用候補者名簿」に成績順に登録され、令和4年11月以降、必要に応じて登録順に採用されます。
- ・登録期間は、令和5年3月31日までですが、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。

1 募集職種及び募集人員

募集職種	募集人員	職務内容
一般事務	1名程度	米子市の機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

○ 職務内容は、配属になる所属により異なります。

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有しない人で、次のいずれかに該当する人も受験できます。
- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
 - ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- ※1 令和4年10月31日までに永住権取得見込みの人を含みます。永住が認められなければ合格しても採用されません。
- 2 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職

に任用されます。

(2) 次に掲げる地方公務員法第 16 条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日程及び会場

試験日	試験場所
10月16日(日)	米子市役所第2庁舎 (米子市東町161番地2)

○ 集合時間、場所等は、応募者に別途お知らせします。

4 試験方法及び内容

試験科目	配点	内容	回答時間
教養試験 (多肢選択式)	100点	職員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験	60分
個人面接	200点	人柄などについての面接試験	

○ 教養試験、面接試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず候補者名簿には登録されません。

5 申込み受付期間

令和4年10月4日(火) から令和4年10月14日(金) 午後5時15分まで

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

6 受験手続

区分	内容
提出書類	受験申込書 1部 自己紹介カード 1部 ・受験申込書及び自己紹介カードに必要事項を記載のうえ提出してください。 ・受験申込書には、写真を貼付してください。
申込先	米子市総務部職員課 (本庁舎3階) 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話(0859)23-5344 ・直接持参にて申し込んでください。 ※郵送による申込は受け付けておりません。
受験票の交付	申込者には、窓口で受験票を交付します。

○ 受理した提出書類は、返却しません。

○ 詳しいことは、米子市総務部職員課にお尋ねください。

7 試験結果の発表

区分	発表時期	発表の方法
採用候補者	10月中旬	受験者全員に対し郵送により通知します。

○この採用試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

開示対象者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の得点及び順位	結果発表の日から 1か月間	総務部職員課 (本庁舎3階)

(注)電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおこしてください。
その際、運転免許証、学生証等により受験者本人であることが確認できるものを持参してください。

8 合格から採用まで

合格者は、試験結果の順位により採用候補者名簿に登録します。
採用は、令和4年11月1日以降、職員の育児休業の取得状況等に応じて行います。

- 採用にあたっては、採用の意向を確認したうえで手続きを行います。
- 採用候補者名簿の有効期間は、令和4年11月1日から令和5年3月31日までです。
- 育児休業を取得する職員の状況等により、候補者名簿に登録されても採用にならない場合があります。
- 採用候補者の採用辞退又は取消等があった場合には、採用候補者名簿から順次採用します。

9 任期

任期は、職員の育児休業の取得期間を限度とします。

- 任期は、おおむね1年以上3年未満で、職員の育児休業の取得期間に応じて決定します。
- 職員が、育児休業期間の延長を申請した場合、その期間内で任期を延長する場合があります。

10 勤務条件

休暇等の一部を除き、正規職員と原則同様です。

区分	内容
給料	初任給は、大学新卒者の場合、月額 171,700 円です。(令和 4 年 10 月 1 日現在) ・一定の職歴等がある方は、その職歴に応じて所定の金額が加算される場合があります。
諸手当	住居手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当が、それぞれの条件に応じて支給されます。
勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (1 週間あたり 38 時間 45 分)
休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
休暇	年次有給休暇、特別休暇等 ※ 育児休業は取得できません。
福利厚生	健康保険、年金は、市町村職員共済組合に加入

- 採用時まで給与改定・制度改正があった場合は、それによります。
- 採用後 6 か月間は、条件付採用となります。
- 地方公務員法が適用されるため、採用後は許可なく他の職 (アルバイト等) に従事することはできません。

【参考】日本国籍を有しない職員の任用について

日本国籍を有しない職員は、次の業務及び職には就くことができません。

[代表例]

- (1) 公権力の行使に該当する業務
 - ア 許可、認可、免許等処分に関する業務 (事業認可、建築確認等)
 - イ 検査に関する業務 (立入検査等)
 - ウ 市税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する業務
 - エ そのほか、市民の権利・義務を制限することとなる業務
- (2) 公の意思形成への参画に携わる職
本市行政について、企画、立案及び決定に参画する職 (課長級以上の職)